

遊漁者による「やす」の使用について

1 遊漁者による使用を認める「やす」

以下に掲げるものは、発射装置を有する「やす」とは扱わず、遊漁者による使用を認める。

- ① 手の力のみで突き刺すもの
- ② ゴムを手で引き伸ばし、その反発力のみで発射するもの

2 遊漁者による使用を認めない「やす」（発射装置を有する「やす」）

以下に掲げるものは、発射装置を有する「やす」として扱い、遊漁者による使用を認めない。

- ① 手以外のものゴムを引き伸ばし、その反発力で発射するもの（引金等で発射するもの）
- ② バネで発射するもの
- ③ 火薬で発射するもの
- ④ その他、ゴム以外の装置を用いて発射するもの

3 その他

以下に掲げるものは、「やす」ではなく「銛」に分類されるので、遊漁者による使用は認めない。

- ① 投げて突き刺すもの
- ② 銛先が外れるもの
- ③ 水中銃